



- 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の変更を行った後再度行うことができる。この場合における同項の規定の適用については、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金変更の基準日」とするものとする。
- 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。(臨機の措置)

**第27条** 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 前項の場合においては、乙は、その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。(一般的損害)

**第28条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に關して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。(第三者に及ぼした損害)

**第29条** 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 前2項に定める場合その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。(不可抗力による損害)

**第30条** 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責めに帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」とい。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物」とい。)に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」とい。))の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に關する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取り片づけに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」とい。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が損害合計額を負担するものとする。
- 損害の額は、次の各号に掲げる損害につきそれぞれ当該各号に定めるところにより算定する。(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価格がある場合には、その評価額を差し引いた額(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価格がある場合にはその評価額を差し引いた額(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が本文の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 数次にわたる不可抗力による損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片づけに要する費用の額」とあるのは「損害取り片づけに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)
- 第31条** 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

**第32条** 乙は、工事が完成したときは、その旨を工事しゅん工検査請求書(様式第2号)により甲に通知しなければならない。

- 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を工事しゅん工承認書(様式第3号)により乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。(請負代金の支払)

**第33条** 乙は、前条第2項(同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 甲は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」とい。))の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。(部分使用)
- 第34条** 甲は、第32条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用しなしたことによつて乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前払金及び中間前払金)

**第35条** 乙は、請負代金額が300万円以上の場合であつて甲において前払金をすることができるとであると認めるときは、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」とい。)を締結し、甲に対してその保証証書を寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。

- 甲は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に關し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、甲に対してその保証証書を寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、この請求があつたときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。第37条ただし書きを除き、以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。同条ただし書きを除き、以下同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 乙は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を甲に返還しなければならない。
- 前項の超過額が相当の額に達し、その全額を返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数にほじ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「契約日における財務大臣が決定する率」とい。)を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

**第36条** 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。(前払金の使用等)

**第37条** 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で同日までに支払を受けられるものについては、前払金額の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。(部分払)

- 第38条** 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するもの)にあつては当該検査に合格したれば、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工事期間中3回(年度をまたがって施工する継続工事にあつては、各年度につき3回)を超えることができない。
- 乙は、前項の規定により部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を工事部分払検査請求書(様式第4号)により甲に請求しなければならない。

- 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を工事部分払承認書(様式第5号)により乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 乙は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 部分払金額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×(9−10−前払金額/請負代金額)

**第39条** 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」とい。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において、第32条中「工事」とあるのは、「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

- 前項の規定より準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定より準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1−前払金額/請負代金額)

**第40条** 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(前条第1項において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。(前払金等の不払に対する工事中止)

**第41条** 乙は、甲が第35条若しくは第38条又は第39条第1項において準用する第33条の規定に基づく支払を遅延し、乙が相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の統行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。(費用不適合責任)

**第42条** 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」とい。)であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求する方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。(1) 履行の追完が不能であるとき。(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。(甲の任意解除権)
- 第43条** 甲は、工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。(甲の催告による解除権)

**第44条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。(1) 第5条第4項(に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。(2) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を通じても工事に着手しないとき。(3) 工期内に工事が完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。(4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかつたとき。(5) 正当な理由がなく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。(甲の催告によるい解除権)

- 第45条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないのであるとき。(5) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思表示をしたとき。(6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意

思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができること。

- 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。(9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。))又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。))が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。(10) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。(11) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他その経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他その経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。))が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用する等しているとき。

カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していたと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としてした場合(カに該当する場合を除く。))に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

- 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員を含む。以下この号及び第52条第1項において同じ。))が次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」とい。))第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」とい。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」とい。)を行い、当該納付命令が確定したとき。(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

ウ 乙(乙が法事の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。))が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第46条** 第44条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

**第47条** 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

**第48条** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。(2) 第20条第1項又は第2項の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第49条** 第47条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第50条** 甲は、この契約が工事の完成前に契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び検査済工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
  - 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払から償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額から前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の利息を付した額を、解除が第47条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
  - 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したときは、又は出来形部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。))があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
  - 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わつて当該物件を処分

し、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができないとともに、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第4項前段及び第5項前段に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第43、第47条又は第48条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

9　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生ずる事項の処理については、甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

**第51条**　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 工期内に工事を完成することができないとき。
- この工事的物に契約不適合があるとき。
- 第44条又は第45条の規定により、工事的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の10分の1(予定価格が10億円以上の工事の請負契約にあっては、10分の3)に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 第44条又は第45条の規定により工事的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- 工事的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 乙について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第2号に規定する再生債務者等

4　第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができる事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5　第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における法定利率により計算した額とする。

6　第2項の場合(第45条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

**第52条**　乙は、第45条第12号アからウまでのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

2　前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の損害賠償請求等)

**第53条**　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第33条第2項(第39条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

**第54条**　甲は、引き渡された工事的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3　前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4　甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

5　甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
6　前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　甲は、工事的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　引き渡された工事的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

**第55条**　乙は、工事的物及び工事材料(支給材料を含む。以下同じ。)等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下同じ。)に付

さなければならない。

2　乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3　乙は、工事的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

**第56条**　乙がこの契約に基づく制裁金、損害金、違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までの日数に応じ契約日における法定利率により計算した額の利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2　前項の規定による追徴をする場合には、甲は、遅延日数につき契約日における法定利率により計算した額の延滞金を乙から徴収する。

(あっせん又は調停)

**第57条**　この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による徳島県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停の申請をすることができる。

2　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停の申請をすることができない。

(仲裁)

**第58条**　甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付することができる。

2　前項の規定により仲裁に付したときは、甲及び乙は、審査会の仲裁判断に服する。

(訴えの提起)

**第59条**　甲及び乙は、その一方又は双方が第57条の審査会のあっせん又は調停及び前条の審査会の仲裁により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前2条の規定にかかわらず、裁判所に訴えを提起することができる。

2　この契約に係る訴訟については、吉野川市役所の所在地を管轄する裁判所を第1審の合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

**第60条**　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。